

第 2 3 号議案

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例
第 1 2 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例
第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号を次のように改める。

- (4) 公益財団法人 亀岡市スポーツ協会（平成 2 4 年 4 月 1 日に
公益財団法人亀岡市体育協会という名称で設立された法人をい
う。）

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

職員の懲戒の方法及び効果に関する条例
の一部を改正する条例案要綱

- 1 名称に変更が生じた法人について改正すること。
- 2 この条例は、令和元年7月1日から施行すること。